

## 中国専利権紛争の行政摘発に関する日本企業の現状

国際第3委員会  
第3小委員会\*

**抄 録** 中国では裁判所の他に、行政機関にも専利権紛争の救済を求めることができる。中国において、専利権に基づく訴訟が急増している一方で、近年、専利権に基づく行政摘発が急増している。2011年頃までは専利権に基づく行政摘発件数は1,000件前後で横ばいであったが、2014年には8,220件に上り、前年比で62.6%増加している。また、外国企業等が当事者に含まれる渉外事件も前年比で43.9%増加（521件）している。近年の専利権紛争に関する事件数の増加率は、出願件数の増加率と比べても極めて大きい。本稿では、中国における専利権に基づく行政摘発増加による日本企業への影響の実態を調査するとともに、専利権紛争に関し、行政機関に救済を求めた経験のある企業および現地代理人のヒアリングを基に、行政ルートの有効性と留意点について検討した。

### 目 次

1. はじめに
2. 行政ルートについて
  2. 1 行政機関の紹介
  2. 2 知識産権局への手続き
  2. 3 行政ルートと訴訟との比較
  2. 4 行政ルートにおける専利権と商標権との相違点
3. アンケートについて
  3. 1 アンケートの目的
  3. 2 アンケートの結果
  3. 3 考 察
4. 日本企業の現状
  4. 1 機械系企業 A社
  4. 2 機械系企業 B社
  4. 3 非鉄金属系企業 C社
  4. 4 電機系企業 D社
  4. 5 機械系企業 E社
5. おわりに

場合)、専利権者は人民法院に訴訟を提起することができるだけでなく、専利事務管理部門に処理を求めることができる（専利法第60条）。なお、専利権とは、特許権、実用新案権、意匠権をいう。

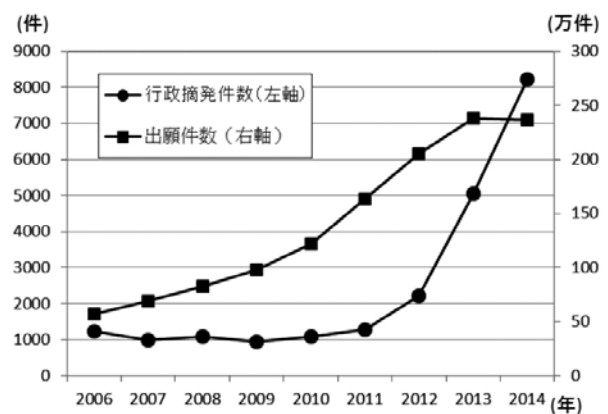


図1 行政摘発件数と出願件数の推移

### 1. はじめに

中国では、第三者が専利権者の許諾を受けずにその専利を実施した場合（専利権を侵害した

図1<sup>1)</sup>は、中国における専利権に基づく行政摘発件数（行政機関に救済を求め、侵害者が摘

\* 2014年度 The Third Subcommittee, The Third International Affairs Committee

発された件数)の推移(●)および専利権の出願件数の推移(■)を示している。2011年頃まで行政摘発件数は横ばいであったが、2012年から件数が増加している。国家知識産権局の報告<sup>1)</sup>によると、2014年の行政摘発は8,220件であり、前年比で62.6%増加しており(特許権:1,239件、実用新案権:3,603件、意匠権:3,378件)、この内、外国企業等が当事者に含まれる涉外事件は521件であった(前年比で43.9%増加)。行政摘発件数の近年の増加率は、専利権出願件数の増加率に比べても極めて大きい。

当委員会は、このような行政摘発の増加に伴う会員企業への影響の実態を調査するため、会員企業にアンケートを行うとともに、行政機関に救済を求めた経験のある会員企業や現地の代理人に対してヒアリングを実施した。本稿は、行政ルートの有用性を検証するとともに、行政ルートを利用する上での留意すべき点について報告するものである。

なお、本稿は2014年度国際第3委員会第3小委員会の橋本美樹(小委員長:東芝エレベーター)、畔木智博(小委員長:日本特殊陶業)、池田良介(三菱重工業)、河村慎一(ダイセル)、佐藤徹(三井化学)、下総晃人(オムロン)、孫天益(大日本印刷)、高田祐治(YKK)、瀧本翔(日立製作所)が作成した。

## 2. 行政ルートについて

### 2.1 行政機関の紹介

知的財産権に関連する行政機関は、国务院直属の部局と、その下部組織である各地方の部局に大別できる。

#### (1) 国务院直属の部局

国家知識産権局、国家工商行政管理総局、国家版權局、商務部、税関<sup>2)</sup>、公安部などが挙げられる。知的財産権によって所管部局が異なり、

専利権は主に国家知識産権局、商標権は主に国家工商行政管理総局、著作権は主に国家新聞出版総署が対応する。また、国家質量監督檢驗検疫総局や税関総署、あるいは刑事事件として公安部が対応する場合もある。

#### (2) 地方部局<sup>3)</sup>

各省(直轄市、自治区を含む)、市、県により、名称や組織構成が一部異なるが、主に知的財産、科学技術、工商行政、文化広電新聞出版、農業、林業、質量技術監督の部局などが挙げられる。

本稿においては、以下の地方行政機関を通じて救済を求めるルート(本稿において「行政ルート」と総称する)に注目して詳細に検討する。なお、後述する申立(申請)の手続の期間等は2015年6月30日時点での注記の法律に基づくものである。

#### (3) 知識産権局<sup>4)</sup>(IPO(脚注のリンクは北京市のもの。以下同じ。))

主に以下の業務を所管する部局。

- 1) 管轄地域における知的財産権保護行政の実施・推進
- 2) 知的財産に関する法律の提案、管轄地域の知的財産に関する企画立案・実施
- 3) 知的財産権に関する紛争の仲裁・調停、模倣品対応、代理人及び特許事務所の管理
- 4) 知的財産産業の発展推進、特許譲渡登録の管理、知的財産権価値の鑑定・融資推進
- 5) 知的財産情報システムの構築・応用、管轄地域の知的財産データの統計調査
- 6) 管轄地域外の知的財産関連業務の連携
- 7) 知的財産に関する法律の宣伝、管轄地域における知的財産教育の実施
- 8) 地方政府からの委託業務の受任

#### (4) 工商行政管理局<sup>5)</sup>(AIC)

商標使用の管理、冒認使用または商標権侵害

の調査・処理、商標権者および消費者の利益保護を主な所管業務とする部局。

### (5) 質量技術監督局<sup>6)</sup> (TSB)

主に以下の業務を所管する部局。

- 1) 質量技術監督に関する法律の提案
- 2) 製品品質管理・監督, 模倣品の取り締まり
- 3) 地方政府及び国家質量監督検験検疫総局からの委託業務の受任

なお, 工商行政管理局と質量技術監督局の両部局の主管業務を単一部局で所管・運用している地域もある。

### (6) 税 関<sup>2)</sup>

知的財産権に関連する主な所管業務としては, 輸出入品に対する知的財産権の保護(権利者による申請もしくは職権で対応)が挙げられる。

### (7) 公安局 (PSB)

主に刑事事件として立件される可能性の高い案件を担当する。

## 2. 2 知識産権局への手続き

専利権紛争処理における申立手続の流れを知識産権局への特許権紛争の申立手続を例に概説する(図2参照)。

### (1) 申立人による申立

申立書は, ①「申立人の氏名又は名称, 住所(あるいは法定代表者又は主な責任者の氏名, 役職)」(代理人申請の場合は, 代理人の氏名及び代理機関の名称, 住所も記載), ②「被申立人の氏名又は名称, 住所」, ③「処理を申し立てる事項並びに事実及び理由」を記載する。申立書と共に, 申立人適格と特許権の有効性を証明する資料も提出する必要がある。

申立人適格を証明する資料として「住民身分証又はその他の有効な身分証明書」もしくは「有

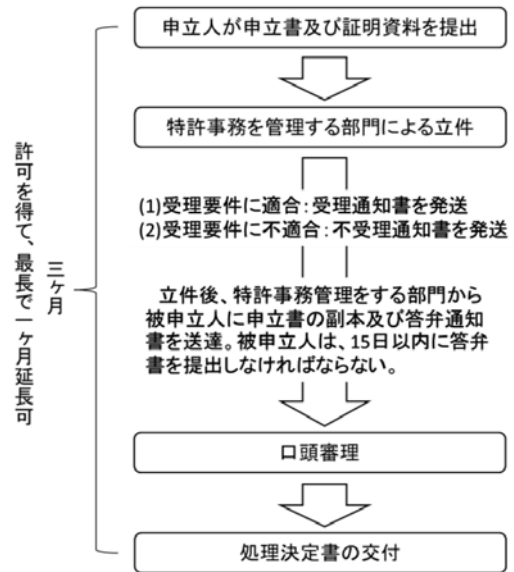


図2 専利権紛争の処理の申立手続

効な営業許可証又はその他の適格を証明する書類の副本及び法定代表者又は主な責任者の身分を証明するもの」を提出する。

特許権の有効性を証明する資料として「特許登録簿の謄本」, 「特許証及びその年の特許年金を納付した領収証」および必要に応じて「知識産権局により作成された専利権評価報告書」を提出する。

専利権侵害に対する損害賠償金額の調停を申し立てる場合は, 行政機関より交付された侵害認定の決定書もしくは司法機関より交付された侵害認定の判決書の副本を提出しなければならない。

### (2) 知識産権局による審査・受理

受理要件に適合すると判断された場合には, 申立が受理され, 被申立人に申立書の副本及び答弁通知書が知識産権局より送達される。被申立人は, 所定期間内に答弁書を提出しなければならない(専利行政執行弁法第12条)。

### (3) 口頭審理

口頭審理を行う場合, 口頭審理日の3業務日

前に双方当事者に審理時間および場所が通知される。

#### (4) 処理決定書の交付

処理決定書により、侵害行為を直ちに停止するよう侵害者に求めることが可能となる。処理決定に不服がある場合には、処理決定書の受領日から所定期間内に行政訴訟を提起することができる（行政訴訟法第38条）。

### 2. 3 行政ルートと訴訟との比較

図3は訴訟の主な流れを示したものであり、図4は行政ルートの主な流れを示したものである。

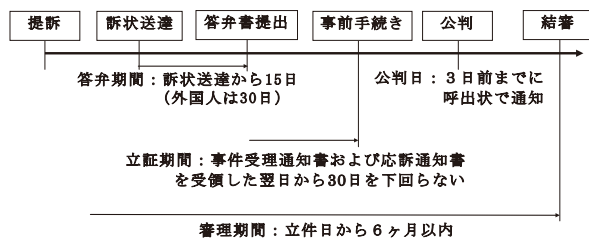


図3 訴訟の主な流れ<sup>7)</sup>

### 2. 4 行政ルートにおける専利権と商標権との相違点

#### (1) 相違点1：申請機関

専利権は各省市の知識産権局へ申請するのに対し、商標権は工商行政管理局へ申請する。

#### (2) 相違点2：権利行使の難易度

専利権は、内容によっては、行政機関で侵害品の認定をすることが難しいために、権利行使しにくい場合があるのに対し、商標権は、侵害品の認定が比較的容易なため、権利行使が行いやすい場合が多い。

#### (3) 相違点3：審理のスピード

訴訟一審では約5～10ヶ月以内に終了するのに対し、行政ルートでは約4～5ヶ月以内に終了する。

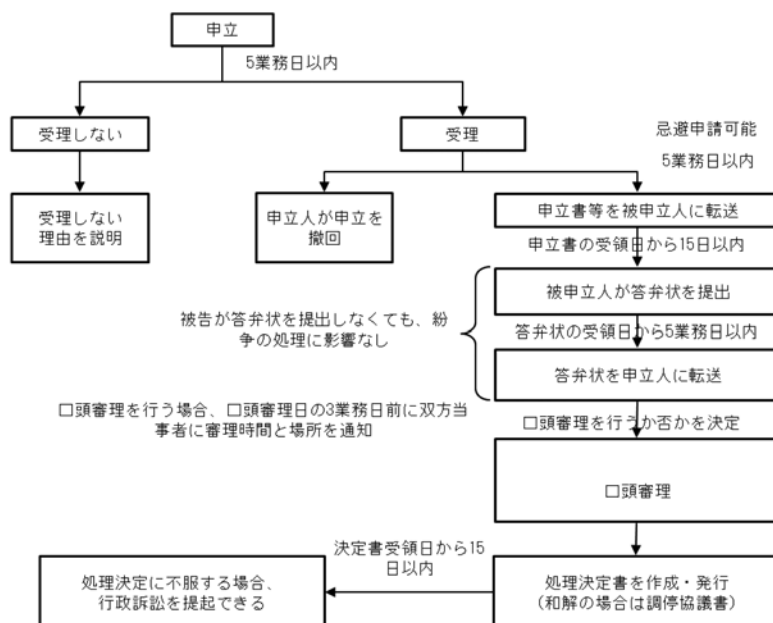


図4 行政ルートの主な流れ



### 3. アンケートについて

#### 3.1 アンケートの目的

専利権に基づく行政摘発に関する日本企業の現状を調査するとともに、日本企業の行政ルート活用の考え方について知見を得ることを目的として、国際委員会所属の会員企業を対象にアンケートを実施した。

#### 3.2 アンケートの結果

有効回答53社の内、知的財産権に基づいて、①訴訟を提起した経験のある企業は16社であり、②行政機関に救済を求めた経験のある企業は19社であった。図5は、これら①②の企業における権利別の企業数を示したものである。また、図6は、②の19社が救済を求めた行政機関別の企業数を示したものである。

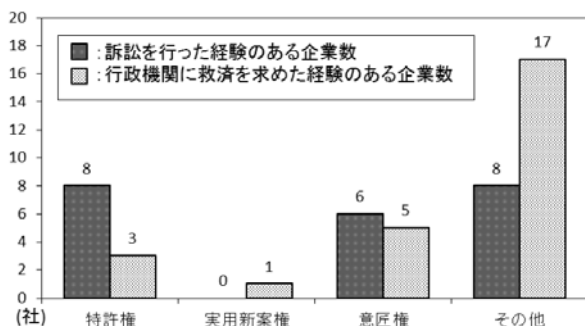


図5 訴訟を行った経験・行政機関に救済を求めた経験のある権利別の企業数

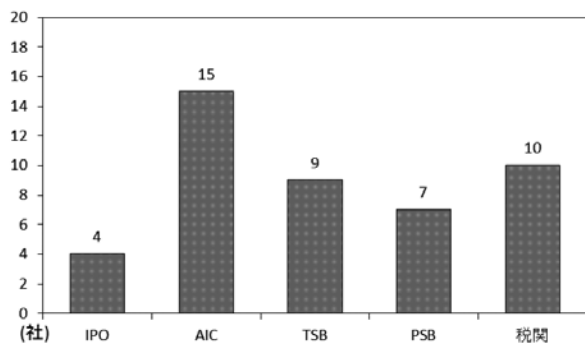


図6 救済を求めた行政機関別の企業数

19社の内、専利権を使用したのは6社であった。その内訳は特許権が3社、実用新案権が1社、意匠権が5社であり、4社が知識産権局に救済を求めた経験があった。この専利権を使用した6社が、訴訟ではなく行政ルートを選択した理由としては、早期解決、費用抑制、立証要件が高くない等を期待する回答が得られた。

訴訟を提起した経験のある16社の内、専利権を使用したのは12社であった。その内訳は特許権が8社、意匠権が6社であり、実用新案権については0社であった。この12社が、行政摘発ではなく訴訟を選択した理由としては、①侵害属否の正確な判断、②損害賠償金等を期待する回答が得られた。

図7は、行政機関を通じて知的財産権に基づく権利行使を受けた経験がある企業の割合を示したものである。権利行使を受けたのは53社の内2社であった。その内、専利権は1社であり、その権利は実用新案権であった。

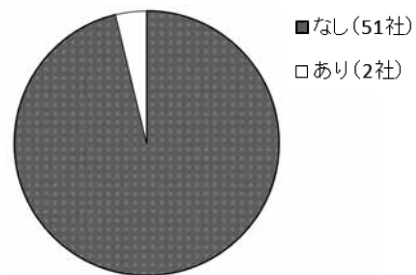


図7 行政機関を通じて知的財産権に基づく権利行使を受けた経験がある企業の割合

#### 3.3 考察

訴訟を提起した経験のある企業の多くは専利権を使用しているのに対し、行政機関に救済を求める際に専利権を使用する企業の割合が少ない。アンケート結果から推測される理由として、行政機関を通じて専利権に基づく救済を求めた場合の、侵害属否の正確な判断が得られるかが懸念されるためと考えられる。

また、行政機関を通じて権利行使を受けた経験がある日本企業は少なく、近年の専利権に基づく行政摘発件数の増加に伴う日本企業への影響は少ないことがうかがえる。

第4章では、まだ日本企業に広く活用されていない行政ルートを好適に活用し、期待した結果を得た企業の事例として、行政ルートを広く活用しているA社、知識産権局に救済を求めたB社、展示会において知識産権局ブースに救済を求めたC社およびD社、商標権に基づくものではあるが公安局に救済を求めたE社の事例を紹介する。

## 4. 日本企業の現状

### 4.1 機械系企業 A社

A社は、地方行政機関に対する申立制度を活用する経験が豊富である。ここでは、A社へのヒアリング結果に基づき、対応方針の検討方法や、各種留意事項を中心に紹介する。

#### (1) 申立制度の活用理由

地方行政機関に対する申立制度は、中国固有の制度であり、国としての侵害行為への対抗手段である以上は、権利者が申立制度を利用しないと、政府に侵害行為の氾濫を訴えたとしても門前払いされることが懸念されるからである。

申立制度は、安価、早期解決、行政機関による合理的な判断、権利行使による侵害者に対する心理的負担の点から、メリットの大きい制度である。

#### (2) 対応方針の検討

A社では、独自の基準を設け、侵害者の規模、侵害品の量、自社製品との出所混同可能性、過去の侵害履歴等に基づき、以下の通り、対応方針を検討している。

##### 1) 侵害状況の把握

調査会社（又は他社との合弁会社）より、侵害者、侵害地、侵害品の輸出等の状況を入手する。侵害状況の入手を怠ると、侵害疑義品の発送、販売等により、摘発時に対象物が無い可能性があるため、侵害状況を随時更新することが必要である。

##### 2) 侵害状況のランク化

侵害者の規模、侵害品の量、自社製品との出所混同可能性、国内販売や輸出の有無、権利の有無、過去の侵害履歴や対応履歴等により侵害状況のランク化をしている。

##### 3) 基本方針

警告→交渉→再警告→再交渉→地方行政機関への申立→訴訟の順が合理的である。地方行政機関への申立は、訴訟時の証拠が得られるため、訴訟より優先される。

中国には、日本の内容証明制度に相当する制度が無いため、警告は弁護士を介して行うことが望ましい。また、警告のみでも侵害行為が止まる可能性があるため、最初の警告では知的財産権を尊重して欲しい旨に留め、再警告において、権利や侵害品を特定し、訴訟時の証拠能力を担保させておく。

#### (3) 各地方行政機関に共通する留意事項

続いて、地方行政機関の種類に拘わらず共通する留意事項について説明する。

##### 1) 事前準備

侵害行為の特定（侵害者、侵害品、侵害行為地の把握、専利権と侵害品との対比）や、権利の安定性の確認が必要である。

##### 2) 公証

文書による公証が一般的であるが、製品の公証もある。製品の公証の場合、特許権侵害も含めて侵害品を購入し、公証することが大半である（なお、意匠権侵害品のときは製造現場で公証することもある）。なお、侵害品の分解確認は、公証人立会いの下で実施することがほとんどで

ある。

### 3) 侵害者の製造証明

第三者に侵害品を製造させている侵害者を止めたい場合、侵害者と第三者との関係の証明が困難である。また、侵害品の保管倉庫、販売店、製造工場等の所有者も摘発対象に含めるべきである。また、侵害品の半製品では摘発困難であり、侵害品自体が存在する場所で摘発することが望ましい。

### 4) 地方行政機関と権利者間の意思疎通

地方行政機関は、侵害対応以外の業務も抱えており多忙である。そのため、権利者の要求や対応して欲しいことを、地方行政機関に理解させるように努めるべきである。特に、地方行政機関に全てを依存しても、期待される結果は得られにくいいため、権利者側で把握する情報の精度を高め、確実に伝えることが必要である。

## (4) 地方行政機関毎の留意事項

続いて、特定の地方行政機関における留意事項について、具体的に説明する。

### 1) 知識産権局

権利者の説明に対する理解力が高い、裁定書の発行がされ、法的証拠が得られる場合がある、等のメリットがある。

一方、特許権の場合、現場摘発時の立証が困難であることが多い（クレームに合致するように対象製品を分解しなければならないため）、罰金採用が殆ど無く、抑止力が低い、地域によっては侵害判断を出さずに和解を勧める、等のデメリットがある。

### 2) 工商行政管理局

摘発対象は商標権侵害に限られるものの、侵害摘発が容易であり摘発件数が最多、信頼性が高い、等のメリットがある。

一方、専利権侵害は摘発対象外、罰金認定が低額、強制捜査権が無い、近年摘発に消極的である、等のデメリットがある。

### 3) 質量技術監督局

製品品質法違反の摘発が可能であるメリットがある。

一方、専利権侵害は摘発対象外、罰金認定が低額、近年摘発に消極的である、工商行政管理局に比べて摘発件数が少ない、侵害品の品質が悪いことの立証が必要である、等のデメリットがある。

### 4) 税関

税関総署は、ホワイトリストシステムの構築やリスク分析システムの導入等、一定の侵害対策の施策を講じている。

しかし、摘発対象は商標権・著作権が主体である、通関代理業者による通関手続き等により摘発が困難である、税関登録の無い権利の場合、被申立人からリリース申請が出されると、差止を阻止するには訴訟を提起する必要がある、等のデメリットがある。

なお、侵害品が多い商品については、意匠権の登録や、主要税関への直接説明で理解を求めように対策を講じている。

### 5) 公安局

権利者が直接要請することが困難であるため、活用しにくいデメリットがある。現状では、工商行政管理局や質量技術監督局を経由して公安局による摘発を求めることになるが、工商行政管理局や質量技術監督局は、公安局の関与に非常に消極的と思わせる低額な罰金認定が多発しているのが現状である。

この点について、検察を経由して公安局による摘発を求める方法を検討中の模様である。

## (5) 最後に

以上のように、A社は、地方行政機関に対する申立制度を広く活用している。地方行政機関への申立制度を利用する際は、地方行政機関に対して積極的な協力姿勢を示すことが重要である。侵害情報の提供、摘発への同行、現場判断の補助、



事前教育等々日々の活動が行政摘発の活発化・侵害排除への大きな貢献となると考える。

## 4. 2 機械系企業 B社

### (1) 目的と背景

B社は、自社製品の精密機器に使用される自社製消耗品を全世界に販売している。

自社製品に関する知財権を侵害する製品には、いわゆる模倣品だけでなく、他社ブランドによる互換性製品も存在する。

模倣品に対しては、主に商標権に基づき、違法互換性製品に対しては主に特許権に基づき、米国、欧州、東南アジア諸国において、必要に応じて法的措置をとるようにしてきており、製造工場の多い中国においても違法製品については対応をとることが必要と考えた。大都市（北京など）では訴訟、それ以外の地域（主に華南地区）で行政ルートを中心に活用することとした。

### (2) 活動の詳細と効果

技術的特徴が視覚的に把握しやすく、かつ対応海外特許での権利行使の実績のある法的安定性が高い特許権を行政ルートでも活用した。

また、地域保護主義の風評もあったことから、慎重に上海、広州、深センで行政手続きを行ったが、当該3都市間では、知識産権局の対応に遜色はなく、総じてしっかりしていた。

地方行政機関の対応は機動性があり、迅速に申請受理・対応してくれた。また鑑定書を持参して技術説明した後、すぐに、現場確認を行ってくれたケースもあった。

地方行政機関は、和解での決着を歓迎するため、ほぼ毎回、和解をすすめられ、行政処分申請から2～3ヶ月で、謝罪文の掲載と、再犯防止の誓約書提出を条件に和解（行政命令前の和解や、行政命令後の和解も含む）するケースが多かった。

行政処分の申請前に、行政当局と事前協議が

できるため、ある程度の予見性が得られた。

中国企業は、行政命令にはすぐに応じたという印象で、少なくとも、同一会社名や同一代表者名での侵害品の製造再開が確認された事例はごく少数だったため、再犯防止効果もそれなりにあったと考えている。

「訴訟と比較して、行政ルートは安い」と言われることがあるが、所要期間が短い分（感覚的に、民事訴訟2年、行政6ヶ月）だけトータルコストが抑えられるにすぎず、行政ルートでも現地代理人を使用するため、単価が安いわけではない。

行政処分の申請までの準備期間は、慣れてくると証拠製品さえ集められれば1ヶ月くらいで対応できた。

### (3) その他

知財権の権利行使に関連して相手方がメディアを利用して不当な喧伝をしたこともあり、権利行使の際に考慮する要素の1つと考えている。

尚、メディアが知財に対する誤解に基づき報道していると思われる場面もあり、中国知財基盤の向上を目的に、メディア研修会、講習会、大学生向け講演会（北京大学と連携）、IP展示会（知財活動紹介）などを中国現地法人と協働して実施した。

これまでは権利行使する側であったが、中国が知財大国化していく中で、権利行使を受けるリスクを考えて、日常から有力な現地代理人の開拓、関係構築も必要と感じている。

最高人民法院判決や、最高人民法院の判例100選で知的財産権に関する重要判例が蓄積することで、地方行政機関の対応も、より安定すると期待している。

## 4. 3 非鉄金属系企業 C社

### (1) 目的と背景

C社は、日用品に付属される小間物の部品メ



一カである。

C社は中国において早くから商標権に基づいて行政ルートを利用していましたが、近年商標権侵害に加え、専利権侵害品が市場に多く流通するようになった。専利権侵害品は主に製品形状を完全に模倣した侵害品から、ごく一部のみを変更した侵害疑義品であり、C社も出展している展示会のすぐ横のブースで、侵害品や侵害疑義品が平然と展示されている状況であった。

C社は侵害品などに対して以前から専利権に基づき訴訟を利用していましたが、上記したとおり真正品の直ぐ隣で侵害品・侵害疑義品が展示されている釈然としない状況を解決するために、知識産権局へ救済を求め、特許権及び意匠権に基づいて展示会での摘発活動を行ったのでその詳細について報告する。

## (2) 活動の詳細と効果

「経貿部展示会弁法」に基づき国際展示会には知的財産権侵害相談対応機構（以下、知財保護ブース）が設置されている。展示会では、侵害品発見後、その情報を主催者の知財保護ブースに提供し、侵害品を撤去させることができる。展示会での行政摘発は極力弁護士とともに対応したほうが良い。

実際に知財保護ブースに申し立てを行う際に必要な書類は①登録証または登録謄本の原本、②対応依頼書（知財保護ブースへ申し立てを行う時に必要な書誌事項を記載するフォーム）である。弁護士に摘発業務を依頼する場合は③公証付き授権委任状（弁護士へ侵害品対応業務を委託したことを証明する証明書）④弁護士の身分証明書が必要である。更に、可能な限りあったほうが良い書類として⑤鑑定書（有資格者が侵害疑義品と専利権の内容を比較対照し、権利を侵害することを説明した書類）がある。

C社が出展する展示会の開催期間はおよそ3日～5日であった。よって、早急に侵害品をブ

ースから撤去し、侵害者による侵害品オフライン行為を減らすことが有効であるため、知財保護ブースへの申し立てはできるだけ早いほうがよい。

そこで、C社は展示会開催前から、市場調査を行い、事前に利用する専利権のリストアップをした上で、展示会当日の早いうちに会場での侵害疑義品発見及び鑑定書（⑤）の作成を行うことにした。

具体的には、初日で鑑定書を作成、2日目の早い時間には知財保護ブースへの申し立てを行い、展示会的主催者とともに侵害者のブースに赴き侵害品の撤去要請を行った。

侵害者は撤去要請に対して反論書類を提出する機会が与えられるため、撤去要請後ただちに侵害品を撤去できるわけではなく、更に所定時間、経過を待たなければならない。「展示会知的財産保護弁法」は各省、市によって内容は若干異なるが、この展示会では反論書類提出期間は12時間以内と定められていたため、12時間以降となる展示会3日目まで待つことになった。

展示会3日目に再度C社が知財保護ブースに赴いたところ、反論書類が提出されていなかったため展示会主催者側によって侵害品撤去となった。

展示会初日から直ぐ侵害品を撤去することは難しいが、早い段階で撤去できれば侵害品の販売機会を減少させることができるため、一定の効果はあるものと思われる。

また、知財意識を侵害者に与えることで、今後侵害品が減少することも期待できる。

更には、自社の展示会ブースの営業担当者は知財権活用による侵害品排除という効果を目の当たりにするため、社内における知財プレゼンスの向上が期待できる。

## (3) その他

なお、C社によれば、知識産権局による展示

会での対応を今後も続ける場合、以下の懸案事項に対する対応案を取り決めておく必要があると考えている。

例えば、侵害疑義者が撤去要請に対して反論書類を提出してきた場合その反論に対する再反論書類を直ぐに出せるように準備しておく必要がある。

また、自社の展示会ブースの製品が逆に撤去要請を受ける場合が考えられる。その場合は相手側の主張内容が有効あるいは無効かどちらであっても、知財保護ブースでの申し立てが受理された場合、それに反論する義務が生じる。その時、反論書類を提出できなければ自社製品が撤去されてしまう。展示会ブースの営業担当者のみでは撤去要請への対応は困難であるため、営業担当者から相談があったとき、直ぐに対応できるよう知財部内で対策マニュアルを決めておくことが重要である。

#### 4. 4 電機系企業 D社

##### (1) 目的と背景

D社は侵害品のうち、いわゆる模倣品対策として、意匠権及び商標権に基づいて地方行政機関に紛争解決の申立を行った経験がある。以下、ヒアリング結果に基づいて、D社の考え方を中心に紹介する。

D社が地方行政機関に紛争解決の申立てを求める理由は明確であり、いわゆる模倣品対策のためである。そのため和解による紛争解決は想定しておらず、侵害品の市場からの撤退、製品差止めを目的としている。

現在活用している権利は、意匠権及び商標権である。商標権に基づいた地方行政機関に対する申立が一般的なケースであるが、侵害品に標章が付されていない事案では商標権が活用できないため、意匠権に基づいた活用を検討する。

意匠権に基づく地方行政機関への申立は、展示会場における知識産権局を通じて行ってい

る。会場からの商品やカタログの撤去を目的としており、市場からの撤退という意味では商標権に基づく申立と同じ考え方である。

##### (2) 活動の詳細と効果

展示会場におけるD社の意匠権の活用の様子を紹介する。C社の事例で紹介のとおり大きな展示会（例えば中国輸出入商品交易会（広州交易会））には、知識産権局がブースを出している。展示会開催期間中に知識産権局に申立を行う場合は、そのブースにて申請することができる。

申請にあたり留意する点としては、事前準備の重要性が挙げられる。開催される展示会場に赴き侵害品を発見した後に、知識産権局への申立準備に着手すると、実際には申請から受理後の事務手続きまで含めて、かなりの時間を要する。従ってその間に展示会が終了するケースや仮に商品やカタログが撤去された場合でも、実行時期が展示会最終日であれば、有用性が担保されない。

従って、展示会開催前の事前準備がより重要になってくる。D社では展示会開催前に、展示会に出品される商品や業者の情報収集、活用候補の権利選定含め、約2週間程度の時間をかけており、展示会場にも予め意匠公報などの証拠を持参して臨んでいる。

知識産権局のブースへの申立は、通常展示会初日に行い、申請が認められれば、展示会開催中の早い段階で該当の商品やカタログ等が撤去される。このような対応で展示会にていわゆる模倣品対策を実施している日系企業は他にも何社かあるようで、有効な活用手段といえる。

活用している意匠権は、外観に関するものであり、知識産権局の担当官は、こちらが説明するとおおよそ理解してもらっている。日頃から、活用候補としてリストアップしている意匠権は、いずれも外観（デザイン）に関するもので、一見して判断できる権利である。技術的に特徴

のあるものではなく、他国で特許権、一方中国では意匠権という権利は、活用候補にはない。これは地方行政機関の担当官の専利権（特に特許権、実用新案権）に対する理解の水準等を考慮しての判断である。

次に商標権の活用についても簡単に紹介する。商標権の活用もいわゆる模倣品対策としての活動であるが、D社では、工商行政管理局、質量技術監督局、公安局、税関、いずれの地方行政機関に対する紛争解決の申立について経験がある。商標権の活用における、上記地方行政機関の使い分けは、商材や侵害の形態により判断している。例えば、製品の品質が問題となる模倣品の場合は製品品質法を用いることが可能なため質量技術監督局を選択する。

商標権に基づく地方行政機関への申立にむけた準備期間は、意匠権の事案に比べ短く、約1週間程度であり、申請後約1～2週間程度で解決するケースが多い。

D社が地方行政機関に紛争解決の申立を行う主な3つの効果は、いずれも司法機関に申立を行う場合と比べ優位な、①迅速に紛争が解決でき（迅速性）、②案件の単価（係争費用）を抑えることができ、③立証の要件も高くないことであり、中国は地方行政機関の権限が強い点も鑑み、侵害品のうち、いわゆる模倣品対策としては有効であると位置づけている。

### (3) その他

D社は今後も商標権及び意匠権の活用を想定しており、地方行政機関では技術的な侵害有無の判断は困難なので、特許権及び実用新案権にて地方行政機関に紛争解決の申立をする可能性はないだろう。

D社は日本の知財部門から中国に駐在員を派遣しているが、上記活動の主体となっているのは、本社（日本）の知財部門の担当者である。よって、中国に駐在員を配置しない会員企業で

あっても、現地代理人との連携を密にし、地方行政機関の担当官とのコミュニケーションを十分に図ることや、活用する権利や地方行政機関を適切に選択することで、地方行政機関に対する紛争解決の申立を有効に活用することができると思う。

## 4.5 機械系企業 E社

### (1) 目的と背景

E社は商標権の侵害品について地方行政機関へ救済を求めた経験がある。E社は、E社製品の消耗品を中国にて販売しているが、E社の商標権を用いた侵害品が中国市場で出回っている状況であり、侵害品を放置できない状況にある。かかる侵害品は、E社製品と比較しても性能面で大きく見劣りすることはなく、製造番号等の識別記号も巧妙に模倣されている状況であり、需要者による一見での見分けは困難である。

### (2) 活動の詳細と効果

E社は、侵害品の市場からの排除および侵害者への刑事処罰を目的としているため、公安局による刑事摘発を重視している。刑事摘発は侵害者の拘留や金銭的処罰を与えることができるため、侵害行為の抑制に有効であるとの認識であった。

但し、刑事立件基準の存在により侵害品の規模（侵害品の数量）が小さい場合には公安局による刑事摘発が行われないこと、公安局が刑事摘発案件として取り扱ったとしても侵害者による侵害行為が無過失であると認められた場合は刑事処罰が行われないことから、公安局へ救済を求めるハードルは高いとのことである。近年は侵害者が刑事立件基準を把握することにより、刑事立件基準に満たない規模で侵害行為が行われているようであり、公安局へ救済を求めることが困難になりつつあるとのことである。

また、公安局による刑事立件基準を超えない



案件は、主に工商行政管理局（稀に質量技術監督局）に移送されるため、E社は侵害者の規模（組織の大小）に応じて救済を求めている。

E社によると、工商行政管理局および質量技術監督局が発行する処罰決定書は侵害者を拘留するものではなく、金銭的処罰を与えるものでもないため、侵害者に与えるインパクトが小さく、模倣品排除・再犯防止への効果が刑事摘発と比較して小さいとのことであった。

E社製品を侵害する侵害者は、商標権のみならず、製造番号等の識別記号も巧妙に模倣している極めて悪質な侵害者であることに留意すると、処罰の規模のみならず、侵害者の「質」も救済を求める効果に影響を与えているものと思われる。救済を求めても完全に侵害行為がなくなるわけではないが、被害の拡大を防止できる点でいずれの対応も有益であると考えられる。

### (3) その他

商標権の有効性について地方行政機関が懸念を示すケースはなく、権原なく商標が付されている製品は救済を求める申立人の主張を認めて摘発を行う傾向にある。この点では専利権に基づく救済を求める場合と比較して、事前準備が少なく済むものと思われる。

また、商標権侵害品への対策においては、需要者への注意喚起も侵害行為を減らす有効な手段となる。行政機関へ救済を求めるだけでなく、需要者への説明により、需要者が侵害品を選択しないようにすることが重要である。

## 5. おわりに

訴訟および行政ルートは中国特有の制度である。ヒアリング結果からも、行政ルートは侵害行為を差止めるために有用な1つ

の手段であり、両者をどのように利用していくかを検討し、活用していくことが有益であると考える。

一方で、行政ルートによる摘発件数は年々増えているものの、アンケート結果から日本企業が巻き込まれるケースはまだ多くない実態が確認された。

しかし、2012年にパブコメが募集された専利法の第4次法改正草案でも事務管理部門の紛争処理権限の強化が盛り込まれた経緯があり、今後、行政ルートを通して救済を求める動きが一層高まる可能性がある。特に、中国における実用新案や意匠に係る出願は実体審査を経ないため、日本企業が、期せずして行政ルートに巻き込まれる可能性が懸念される。専利行政執行弁法において定められている被請求人の応答期間は短く、予め初動対応等を検討し、有事に備えておくことが有益であると考えられる。

本稿が、今後行政ルートに関わる会員企業の一助になれば幸いである。

## 注 記

- 1) 国家知識産権局, 統計  
<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/> (参照日: 2015.3.31)
- 2) 中国税関IP保護に関する条例  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab2745/info3486.htm> (参照日: 2015.12.25)
- 3) 北京市知的財産推進と保護条例
- 4) 北京市知的財産局知識産権局  
<http://www.bjipo.gov.cn/> (参照日: 2015.3.31)
- 5) 北京市工商行政管理局  
<http://www.baic.gov.cn/> (参照日: 2015.3.31)
- 6) 北京市質量技術監督局  
<http://www.bjtsb.gov.cn/> (参照日: 2015.3.31)
- 7) 国際第3委員会第2小委員会, 知財管理, Vo.63, No.9, pp.1435-1448 (2013)

(原稿受領日 2015年11月26日)